

広報誌

和

第77号

2016. 3



公益社団法人 神奈川県柔道整復師会

目 次

巻 頭 言

広報担当副会長としての職責 …… 副会長 牧 野 吉 一 ……

理事だより

～横浜マラソン2016～ 有資格者のみのケアコンディショニングコーナー
総務部長 曾 我 昌 企 ……

連 載 企 画

顧問弁護士相談 …… 弁護士 加 藤 興 平 ……

県 だ よ り

平成27年ソフトボール大会 …… 大和支部 田 代 優 樹 ……

平成27年度国民に対する講習会 …… 総 務 部 ……

平成27年度新入会員に対する講習会 …… 学 術 部 ……

第38回関東学術大会栃木大会 …… 学 術 部 ……

横浜マラソン2016 …… 総 務 部 ……

県 だ よ り

会員が理事・監事になる、という義務と責任

代表理事 齋 藤 武 久 ……

ある事件 …… 日整代議員 齋 藤 武 久 ……

柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしていることの一考察

学術担当副会長 齋 藤 武 久 ……

KGC 平成27年度秋季大会開催報告・平成27年度冬季大会開催報告

KGC会長 川 口 禮 敬 ……

支 部 だ よ り

川崎北支部 支部会&忘年会 …… 川崎北支部 穴 戸 真 弓 ……

川崎北支部 救命救急講習会 …… 川崎北支部 穴 戸 真 弓 ……

横浜南支部 冬季講習会及び忘年会開催…横浜マラソンに参加して

横浜南支部 新 堀 卓 哉 ……

秦野市総合防災訓練に平塚支部も協力

平塚支部 大久保 吉 純 ……

会 員 投 稿

接骨院、整骨院集客、繁盛治療院に学ぶ。(本の紹介)

大和支部 豊 田 裕 輔 ……

アキレス腱断裂 …… 大和支部 川 合 茂 ……

【あがた森魚「赤色エネルギー」と Akiko Yano「丘を越えて」

を原風景で論じれば「平和の風が吹く」はずなんて「風が吹けば桶屋が儲かる」

論のアルゴリズムについて、会館までの道すがら、ボブ・ディランの

「風に吹かれて」を根源として考えてみた。】

川崎南支部 齋 藤 武 久 ……

車座の綻びと歓喜と管窮の狭間で愛でる十三夜

川崎南支部 齋 藤 武 久 ……

あれから5年 …… 横浜中支部 辻 恭 雄 ……

短編小説 鳥の歌 …… 平塚支部 岩 崎 信 哉 ……

名 所 ・ 旧 跡

名所案内 …… 大和支部 田 代 優 樹 ……

協 同 組 合 だ よ り

望む段階と求められる段階と必要とされる段階の差異を踏まえて

協同組合 齋 藤 武 久 ……

編 集 後 記

…… 総 務 部 ……

～横浜マラソン2016～

有資格者のみのケアコンディショニングコーナー

総務部長 曾我昌企

このたび、総務部長就任いたしました曾我昌企でございます。

このような大役を仰せつかるには、誠に微力でございますが、先輩各位ならびに会員の皆様のご助言、御協力をあおぎ、業務に邁進してゆく決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、役員就任にあたり、一言抱負を申し上げたいと思います。

「全ての人は次の世代のために、さらなる高みに向かって努力し続ける責任がある。」これはスペースシャトルチャレンジャー号爆発事故により殉職された、エリソン・ショウジ・オニズカ氏の言葉ですが、次世代の柔道整復師にもいえ、接骨院にかかる人、係わる人たちに何かを残せるよう努力し続ける事を目標に頑張っていきたいと思っています。

2015年より、我が社团は横浜マラソンケアコンディショニングコーナーへのボランティアを行っています。他の市民マラソン大会と違い、有資格者のみ参加可能なボランティアです。これを実施していただいた横浜マラソン実行部の方々に感謝すると共に、落胆される結果が出ないように努力をしなければならぬと思っています。まだ試行錯誤ながら新しい取り組みを行い他の団体との差別化を図っていきたいと思っています。柔道整復師は医師以外で唯一、急性外傷に対応出来る資格です。その特徴をなるべくアピールしていきたいと思っています。今年度、参加されるボランティアの方々と事前説明会を行いましたところ、沢山の意見をいただき大変有意義な会議となりました。これらの意見を参考に今年度の大会に臨みます。他のマラソン大会を経験した人たちが横浜マラソンのケアコンディショニングコーナーは他とは違う！と思っただけのよう参加して下さる会員の皆さんと共に良い報告が出来るよう頑張っていきます。

また、来年度は医療コーナーに加われるようさらなる高みを目指して努力していきますのでよろしくお願いいたします。



顧問弁護士相談室

「個人情報保護法の改正」

加藤総合法律事務所

弁護士 加藤 興平

一 個人情報保護法が平成27年9月に改正されました。今回は、皆様に関連しそうな重要な点について、説明してみます。

二 概要

1 施行期日

今回の改正で、個人情報保護委員会が設置され、この改正の施行期日は平成28年1月1日となっています。その余の改正は、公布日である平成27年9月9日から2年以内の政令で定める日が施行期日とされておりますので、平成28年には、個人情報保護法の改正に対応できるように、準備を進める必要があります。

2 小規模事業者について

改正前の個人情報保護法では、取り扱っていた個人情報が5000を超えないと、小規模事業者として、個人情報保護法が適用されませんでした。

しかしながら、今回の改正で、小規模事業者の個人情報保護法適用除外制度は廃止されました。その理由は、小規模事業者が個人情報を不適切に取扱えば個人の権利が侵害されること、小規模事業者がインターネット取引の急増によりクレジットカード情報などの重要な個人情報を取り扱っていることなどによるものです。

したがって、今回の改正により、小規模事業者を含む全ての事業者が改正個人情報保護法に対応する必要があるのです。

3 個人情報の定義（その1）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます（改正法第2条第1項第1号）。

4 個人情報の定義（その2）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人識別符号が含まれるものをいいます（改正法第2条第1項第2号）。

① 「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるものをいいます（改正法第2条第2項第1号）。指紋認識データ、顔認識データなどが想定されています。

② もう一つの「個人識別符号」とは、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるもの

となるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるものをいいます（改正法第2条第2項第2号）。マイナンバー、運転免許証やパスポートの番号などが想定されています。

- ③ 最終的に「個人識別符号」にどのようなものが該当するかは、政令にゆだねられることとなります（改正法第2条第2項）。

5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます（改正法第2条第3項）。このように定めた理由は、差別の原因となる個人情報の必要のない取扱いを制限し、個人情報に基づく差別的取扱いを防止するためです。

要配慮個人情報は、本人の同意を得ることなく取得することはできない（改正法第17条第2項）こと等に注意する必要があります。

6 個人データの消去

改正法19条は、「個人情報取扱事業者は、・・・利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努めなければならない」と規定し、個人データ消去の努力義務を規定しました。

7 オプトアウト

改正法23条2項乃至4項は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者提供する場合には、個人情報保護委員会に届け出て、個人情報保護委員会がこれを公表することとしました。本人が、個々の事業者ごとの公表事項を調べることなく、個人情報保護委員会の公表事項だけを調べて、個人データの第三者提供の停止の手続きなどをとれるようにしたのです。

8 第三者提供の記録作成等

改正法25条は、「個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、・・・当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の・・・記録を作成しなければならない」と規定しました。これは、顧客情報の漏洩問題などの際に、個人データがいつ、どこからどこに移動したのかを明らかにする必要があるためです。

同様の目的で、改正法26条は、「個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては」、「当該第三者の氏名又は名称及び住所」、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」の「確認を行わなければならない」と規定しています。

9 訴えの提起

改正法第34条は、本人が保有個人データの開示、訂正等、利用停止等について、一定の手続きを経た上で、訴えを提起できることを規定しています。本人に裁判上の請求権があることが明確化されたのです。

三 まとめ

改正前の個人情報保護法は平成17年に施行されました。その後の情報通信技術の発展、個人情報を利用した新サービスなどにより、個人情報の利用が促進されています。その一方で、個人情報の漏洩事件も続いており、個人情報の保護の必要性も高まっています。このような理由から、この度の法改正が行われたものです。平成28年には、個人情報保護法の改正に対応できるように、準備を進める必要があります。個人情報の漏洩は、深刻な問題となり得ます。この機会に、是非、個人情報保護の徹底をはかれるとよいでしょう。

以上

平成27年ソフトボール大会

大和支部 田代 優 樹

平成27年11月3日、神奈川県大和市にあります「つきみ野野球場」にてソフトボール大会を開催いたしました。

前日は豪雨でグラウンドの状態によっては中止の可能性もありましたが、当日は朝から曇もない晴天になり、その上、球場の管理をしている「よか・みどり財団」のスタッフの方々の入念な整備、調整をいただいたおかげで良好なグラウンドの状態が無事に開催することができました。

今回のエントリーは横浜中支部、川崎北支部、川崎南支部、平塚支部、大和支部となり、ここ数年では一番多い5チームで優勝を争うことになりました。参加人数が多いと大会前のウォーミングアップもかなりの熱気を感じました。

開会式、ルール説明を終え、試合を始めていきました。

第一試合目は横浜中支部VS平塚支部。

一試合目ということでゆっくりとした立ち上がりになるものと思いきや、かなりの乱打戦。

しかし中支部の女性ピッチャーの活躍もあり、乱打戦に打ち勝って、10対6で横浜中支部の勝利。

第二試合目は我が大和支部VS川崎南支部。

序盤は川崎南支部にリードを許すものの、終盤、試合時間ぎりぎりに大和支部が逆転し8対6で大和支部の勝利。

第三試合は川崎北支部VS横浜中支部。

初戦に勝ち越した横浜中支部の勢いは衰えず、8対2で横浜中支部の勝利。

第四試合は3位、4位決定戦となり平塚支部VS川崎南支部。

選手の皆さんの体も温まり、好守備も見られるようになりました。

ですが平塚支部の打撃を止めることができず、7対3で平塚支部の勝利。

第五試合は決勝戦で横浜中支部VS大和支部。

流石に決勝戦で、熱のこもった試合になりました。

本日3試合目の横浜中支部ですがその勢いや衰えず。しかし大和支部も前回優勝ということで気合が違います。私も大きな声を出して味方に声援を送りました。

横浜中支部の女性ピッチャーがしり上がりに調子あげていて快投が続き、大和支部はなかなか打ち崩すことができません。大和支部も2人のピッチャーが全力投球を続けますがギリギリと点差を広げられてしまいます。

大和支部は最後まで女性ピッチャーを捉えることができず、6対3で横浜中支部の優勝で幕を閉じました。

ソフトボール大会は毎年かなりの盛り上がりになります。

前回大会時にご参加いただいた和田会長に「親睦会なんだからね！」との言葉をいただいておりますが、今回も各支部ともに親睦会とは思えない熱の入り方でした。

そして一生懸命に白球を追いかけ、土まみれになりながらも全力で走っている先生方は秋晴れの空に負けない清々しい顔をされておりました。日頃の激務によるストレスを少しでも解消できたのではないのでしょうか。

そして何よりも素晴らしいと感じたのは、多くの先生にご参加いただけることでなかなかお会いする機会が無い他支部の先生方とお話をする機会にもなり、そして同じ支部内ではソフトボールを通して結束力が生まれることでした。

今回は残念ながら参加できなかった支部も、次回は是非参加いただいて、多くの先生方と一緒に盛り上がりましょう。



出場全選手



川崎南支部



川崎北支部



横浜中支部



平塚支部



大和支部



横浜中支部優勝に貢献した名ピッチャー

平成27年度国民に対する講習会

総務部

平成28年2月13日にメンタルクリニックエルデの坂本誠先生をお迎えして「認知症の理解と治療・対応について」の演題にて「国民に対する講習会」が開催されました。坂本先生は日本精神神経学会専門医としてご活躍されており、認知症について大変貴重な内容の講演をして頂きました。

柔道整復師は、日常的に認知症患者と接する機会も多く、また、患者の家族から相談を受ける機会もあり、今回の講習会で認知症について正しい知識と対応方法を学ぶ事の重要性を改めて強く感じる内容でした。認知症の非薬物アプローチは「混乱や不穏を除き、和やかな人間関係と生活の場をもたらすこと。」が共通目標であり、我々も施術所における対応方法として、心得ておくべき大切な目標であると思います。認知症患者は、負傷原因や自覚症状を詳しく説明できない場合や妄想・幻覚を訴える場合があります。患者の主訴と身体的所見が一致しない場合は、訴えを否定せず、証明する事を施術者が工夫をして、安心できる環境作りをする事が大切です。また、家族や介護者に相談するといった対応も必要であり、混乱や不穏な感情を抱かせずに対応する「技術」が重要であると感じました。

厚生労働省から、全国の認知症を患う人が2025年には700万人を超えるとの推定値が発表されました。65歳以上の高齢者が5人に1人が認知症に罹患する計算です。認知症高齢者の患者数は2012年の時点では、全国で約462万人と推定されており、約10年で1.5倍に増加する事になります。また、認知症の前段階である軽度認知障害(MCI=Mild Cognitive Impairment)の高齢者も約400万人いると推定されており、我々柔道整復師も認知症患者と接する機会が多くなる事が予想されます。今後とも、今回講演を頂いた内容を昇華して、本業である柔道整復術に関する知識と技能の向上に留まらず、一般臨床医学の知識の向上を行い、地域から信用される柔道整復師として地域医療の貢献に努めていきたいと思っております。



平成27年度新入会員学術講習会を終えて

学 術 部

平成28年2月13日（土）本会大会議室において表記講習会を開催しました。

第1部は、公益社団法人東京都柔道整復師会 川崎接骨院院長 川崎一郎先生をお迎えし「超音波画像観察装置で療養費の適正化をはかる」と題し、超音波を使用することにより、損傷部位に対しよりの確な判断基準を持ち正確な診断名を確定することの重要性と未来像を熱く講演していただきました。聴講している会員も画像の分析、読解に興味を持ち第1部を終えました。

第2部は、学術部において超音波観察装置を株式会社EMコンサルティングから2台お借りして会員が実際に手にもって各部位の画像を描出しました。

昨年に引続き、超音波観察装置を使った講習会でしたが、新入会員だけではなく会員の方もお見えになり、真剣に超音波観察装置を使って診ていました。画像を見て損傷部位の状態を判断することが患者さんとの信頼関係を生みます。分かりづらい症状やタイムリーな損傷状態を目で見て分析できることは、術者に非常に有意な判断材料です。今まで迷ったり、分からない症状に対して自信を持って患者さんに説明できる道具として心強いと思うと同時に解剖学の知識の重要性を理解できたと思います。

毎年、この講習会は開催されますので会員の皆様にはご協力お願いいたします。

また、入会時2年以内の会員は出席することになっていますので国民に対する講習会ともどもご出席をお願いいたします。



第38 関東学術大会栃木大会を終えて

経理部長兼任学術部長 村 山 正

本年度は、栃木県宇都宮市栃木県総合文化センターにおきまして開催されました第38回関東学術大会栃木大会は主催者である公益社団法人日本柔道整復師会工藤鉄男会長の挨拶から始まりました。特別講演は、とちぎリハビリテーションセンター所長・病院長の星野雄一先生にて「ロコモティブシンドロームの新展開」でした。星野先生がこの「ロコモティブシンドローム」のネーミングを発信して現在も全国においてご講演を行っているということで、現在もこの「ロコモティブシンドローム」の基準と評価法を現在より簡単にまた国民がもっと認知できるように発信し予防医学を広げていくという我々柔道整復師においても機能訓練等で高齢者に対して指導できる貴重なご講演でした。

午後から、この学術大会のメインである関東各県の代表者による学術研究発表が行われました。第1発表者として本県湘南支部渡辺英一会員が登壇し「接骨院・整骨院における足病医学の導入～オーストラリアの足病専門医から学んだ下肢のバイオメカニクス評価診断～」を発表されました。関東各県の学術部長も内容を評価していました。もっと時間に余裕があれば会員からの質疑を受けたいところでしたが、時間的余裕がなく座長からの質問として柔道整復師がこの足病医学をとり入れることのメリットを質問したところ、渡辺先生より「再現性と統一性」という回答を得ました。我々柔道整復師における評価法では主観的評価法が多く、この研究発表は柔道整復学においても重要なキーワードであると改めて感心いたしました。

第39回は、埼玉県大宮市大宮ソニックにて開催の予定になっています。来年も各県の研究発表が楽しみであり、また、本県も9月18日開催の第38回神奈川県柔道整復学術大会にて多くの研究発表を出していただけることを期待し関東学術大会栃木大会の総括とさせていただきます。

出席された会員の皆様に感謝申し上げます。



横浜マラソン2016

総務部

3月13日（日）曇り・気温9℃の中、国際都市・横浜を舞台にした第2回横浜マラソンが開催されました。

みなとみらい大橋をスタートし、横浜市中心卸売市場南部市場（金沢）で折り返し、パシフィコ横浜にゴールするフルマラソン、10km、車いす（10km、2km）の4部門に計2万5千人が参加しました。今年の完走率は94.6%で沿道応援者は65万人でした。

コンディショニングケアサービスは2回目の参画となり、各支部から希望者を募り総勢28名で活動しました。

主な内容はリタイア及びゴール後のランナーのケアでアイシング・ストレッチング・テーピングを中心とした施術を行いました。

10時頃から主にリタイアした方が利用し始め、その症状のほとんどが軽度の下肢の痛みによるものでした。しかし、時間が経過するとともに利用者が増え始め、部位に変化はなかったのですが症状が中等度から強度となり重症度が増していきました。

フルマラソン参加者の下肢へのダメージは相当なもので、歩行や立ち座りの動作がままならない方も多く見受けられました。

16時の終了時刻まで絶え間なく施術する状況で、去年の70名を大幅に上回る277名のランナーが本会ブースを訪れ身体のコンディショニングをされ帰路に就かれました。

県内	151名	男性	179名
県外	116名	女性	83名
年齢別		処置した部位	
20代	46名	1. 左右下腿三頭筋	
30代	81名	2. 左右膝関節	
40代	98名	3. 左右大腿四頭筋	
50代	38名	4. 左右大腿二頭筋	
60代	6名		
70代	2名		

今回負傷したランナーが鍼灸師会や救護所から本会ブースに搬送され、柔道整復師が応急処置をする場面もあり、他団体との連携がとれるようになってきていると感じました。

今後、医師会や他団体との連携を深め、将来的には我々柔道整復師の応急施術の能力が発揮できる救護所での活動ができるようになればと考えています。

その為には過去2回の活動の反省点を改善し、より良い活動を地道に継続していくことが大切だと痛感しました。

最後に今回のケアサービスに参加した会員の皆様、活動終了時刻までまとまった休憩もとれずに一生懸命、施術していただき、ありがとうございました。





「会員が理事・監事になる、という義務と責任」

代表理事 齋 藤 武 久

公益社団法人に移行して、と、思い返してみれば、早くも約2年が経過しました。今でも、私自身、2年前と同じ思いで公益社団の職務を行っています。

もちろん、時の推移に伴う社会状況の変化は当然にあるわけですが、基本的には会員の生活権の確保を最優先にするというスタンスに変わりはありません。

しかし、基本的にはスタンスが変わりがなくとも、公社として様々な事業活動によって、新たに派生する全ての業務を、理事としての業務執行の責任の所在について、もう一度、法定等に基づいてブラッシュアップすべきと考え、理事・監事の義務と責任について会員・役員の双方の立場で再確認の意味で検討致しました。

1 理事の善管注意義務

(1) 理事・監事は、選任された時点で、法人に対して受任者（委任契約）の立場にある。

【一般社団法人法第64条】

一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(2) 理事は、その委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行う。

【民法第644条】

受任者は、委任の本旨に、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

2 具体的な、善管注意義務

(1) 法令・定款、規程等を遵守する義務

法令は、刑法、柔道整復師法、医療法等関係法規等の全て及び一般法人法。

本会定款、規程等は当然に遵守すべきものである。この法令等に違反した場合は、善管注意義務違反に問われることとなる。

(2) 業務を正当に適切に執行する義務

代表理事・業務執行理事、監事の種別に関わらず、正当かつ適正に業務執行する義務があり、執行上の錯誤等で誤判断をした場合は善管注意義務違反に問われる蓋然性が高い。

(3) 他の理事や事務局職員を監督、監視する義務

① 監事の理事の監督、監視義務

【一般社団法人法】

第99条第1項 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第2項 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

② 理事の報告義務

理事は、法人全般の業務に対して損害、不利益等の発生を防止するため、理事、事務局職員を監督、監視する義務を負う。

本会に著しい損害（債務不履行、不法行為、不当利得等及び刑事罰相当の行為等）を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、直ちに、その事実を監事に報告する義務を負う。

【一般社団法人法】

第85条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 その他の理事の義務等

- ① 忠実義務違反（一般社団法人法83条・197条）
- ② 競業及び利益相反取引の制限（同法84条・92条・197条）
- ③ 社員総会における説明義務（同法53条・190条）
- ④ 監事に対する報告義務（同法85条・197条）

4 理事の責任

- ① 法人に対する損害賠償責任（一般社団法人法111条・198条）
- ② 第三者に対する損害賠償責任（同法117条・198条）
- ③ 特別背任罪（7年以下の懲役又は500万円以下の罰金）
- ④ 法人財産処分罪（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ⑤ 収賄罪（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

以上、3・4については、紙面の都合により次回、詳細に検討してご報告致します。

最後に、善管注意義務違反があれば、民法415条債務不履行・709条不法行為により、その賠償をする責めを負うこととなります。

415条・709条を同時に責任追及することもできます。

以上

「あ る 事 件」

日整代議員 齋 藤 武 久

「事件が起ったとは、事件を直接に見た人、間接に聞いた人、これに動かされた人、これを笑った人等々無数の人々が周囲に同時に在るという事だ。事件は独りで決して起こらない。人々のうちに膨れ上がり鳴りひびくところに、事件は無数の切り口をみせる」（小林秀雄「私小説論」より抜粋）

昨年、数か月にわたりマスコミで取上げられるほどの、同業者による違法性の高い「事件」について柔整師業界の当事者として、あらゆる観点から分析し今後の柔道整復師業界の辿るべき方向を決すべき必要性があると考えています。

また、この「事件」以外にも「ある事件」は、司直による因果関係の究明により明白にされる事象だけが全てではないと推測されます。

そして、この「事件」は本会運営にも影響を与え、広報担当副会長の広報部長兼務という決定事項を、保険担当副会長の業務執行の比重が著しく増大したため、広報部長兼務を辞し広報部の全ての業務を総務部が兼務し、広報部員1名の削減という形に変更せざるを得ない状況に至った経緯が有ります。

そこで、こうした経緯も踏まえて観点が異なる（公社）日本柔道整復師会代議員の立場で「ある事件」について考察することと致しました。

「ある事件」は、刑事罰、民事不法行為等により責めを負うことで解決に至るわけではありますが、「ある事件」を生み出す真実を発見することは甚だ困難な作業を伴うものであることは事実であります。

真実究明に係る人員、労力等に、莫大な時・経費等が必要となることは、世の中で毎日おきるどんな些細なものを含めて全ての「ある事件」で有っても、過去の事案を鑑みると、容易に推測することができると思います。したがって、最終的な真実の究明は諦めざるを得ないジレンマに陥る可能性が大きいと言えます。

しかしながら、「小林秀雄」が述べているように、「事件は無数の切り口をみせる」とすれば、「ある事件」を作出する原因としては、例えば、「ある事件」を作りだした

- ① 業界の構造、環境
- ② 本人の自意識過剰による性格
- ③ 本人の実生活破綻からの逃避行為
- ④ 反復可能な巧妙な智慧の一切を修得した性善説を否定する行為
- ⑤ 自己愛性人格障害者による行為

以上、枚挙に遑が無い程の無数の「切り口」見つけ出すことは容易であります。

そこで、業界の現状に焦点を絞って考えてみると、柔整養成学校規制緩和による柔整師数の増加により、その結果としての同業者の乱立等によることが、「ある事件」の温床であるとの意見もあります。しかし、員数の増加に比例して「ある事件」が増大するのであれば、新規柔整師の削減がなされれば、「ある事件」が必然的帰結として、当然に減少することになるわけですが、以下の点から考えると、決定的な方策となる

ことは難しいことであると推定されます。

それは、私自身、接骨院の二代目であり、時代の推移とともに様々な当業界の変容を、柔整師として経験をしてきましたが、柔整師総数に関わりなく「ある事件」に関わった、柔整師を多く認識している事実があります。

その認識している事実からは、外観からは「ある事件」には関わるることについて、一つ概念をもってして理解することは不可能とさえ云えるといっても過言ではないでしょう。

したがって、「無数の切り口」の一つで「ある事件」の真実の究明に挑んでも、膨大な時間かつ専門技術的な知識を要求され、究明には極めて困難であることは明白であると云わざる得ない事実が妥当すると考えます。

そこで、「代議員」として日整に要望するのは、「ある事件」に関与する以前の予防策として、柔整師として卒後教育のみならず、柔整師は「人」の人生の一場面での社会復帰に携わることを使命とし、これを第一義とする職種である以上、患者さんと患者さんを取り巻く「人」と伴に人生を育む絶対的必要性が存在し、そのためには「人」との信頼関係を構築する「場」の提供の必要性を検討すべき時期にあると考えます。

いわゆる、社会構成員としての常識的判断を覆し、かつ社会通念を逸脱する行為等の環境に当事者が陥る前に、立ち止まれるだけの環境の整備に向けた道筋を、第三者を含めて検討すべきと考えます。また、併せて当事者となった者の、柔整師としての活動の再開に向けたプログラムの構築の検討も必要と考えています。

具体的には、社会教育を体現できるような新たな施策の立案であり、難易度の高い問題ではあることは確かであることは認識をしています。また、既に類似した事業は既に実行されているという声も聞こえてきますが、実行されていても不備があれば、当然に補完すべきであると考えます。

まだまだ抽象的な概念では有りますが、具体化すべき必然性をもっている事柄と考えています。

最後に、明敏な頭脳を持ち合わせた多数の柔整師の登場を願いながら、日整現執行部の総合的な見地からの全般的な活動により一層の業界の安定構築と、社会全体として必要性の認められない柔道整復師の乱造に歯止めを掛かけるための方策の万全の帰結を心から切望致します。

以上

柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしていることの一考察

学術担当副会長 齋藤 武久

「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」

この条文は、果たして我々業界の発展にとってどのような意義をもちうるのか検討した。

1 業務範囲内である脱臼、骨折の範囲の一考

(1) 「柔道整復師法第16条（外科手術、薬品投与の禁止） 柔道整復師は、外科手術を行い、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。」とされていることを根拠に考察すれば、第16条の医行為を必要とする業務範囲外を除いて、脱臼、骨折の処置は全て可能であるとも考えることもできる。

(2) とすれば、例えば非外傷性病的骨折、開放性脱臼・骨折等を除いて処置することができると考えることもできる。

2 第17条「応急手当」の一考察

(1) 脱臼又は骨折の場合に放置すると、生命又は身体に重大な危険をきたすおそれがある場合に、柔道整復師が、その業務の範囲内において患部を一応整復する行為をいうとされている。

3 一応整復する行為の一考察

(1) 東京地裁民事部第2部 所得税更正処分取消請求事件（平成20年9月10日棄却・控訴）において、次のように判示している。

(2) 柔道整復師が柔道整復師法17条の要件（医師の同意又は応急手当）を満たす場合に、例外的に、医師による医行為と重複する内容の施術（脱臼・骨折の患部への施術）が許容されるとしても、そのことから、柔道整復が一般的に医行為にあたるということはできず……。

(3) 上記の、当該患部への柔道整復の施術の適応に医師の同意又は応急手当を要件とする制限が課せられていることからもうかがわれるように、柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしている以上、医行為とは性質を異にするものであり……柔道整復師法17条の規定も、当該患部への柔道整復の施術が例外的に許容される場合の要件を定めたものにすぎず、柔道整復師法第15条の規定を含め、柔道整復師が医業類似行為としての施術の範囲を超えて医行為を行うことまで許容されるものとは解されないと判示している。

(4) 前述、柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしている以上、医行為とは性質を異にするものであり、さらに、柔道整復師法17条の規定も、当該患部への柔道整復の施術が例外的に許容される場合の要件を定めたものにすぎず、柔道整復師法第15条の規定を含め、柔道整復師が医業類似行為としての施術

の範囲を超えて医行為を行うことまで許容されるものとは解されないとしている。

しかしながら、脱臼又は骨折の場合に放置すると、生命又は身体に重大な危険をきたすおそれがある場合に、柔道整復師が、その業務の範囲内において患部を一応整復する行為をいうとされているとすると、患者の生命又は身体に重大な危険が及ぶ状態に行う行為が、医師による医行為と重複する内容の施術であるのに、第17条「応急手当」の文言について「一応整復」とされ、内容が不明確なままで、結論の妥当性に疑問がある状態で、解釈運用されていることは、柔道整復師の立場からすると、刑法35条「正当行為」に該当するとされる患者への「整復行為」が、医師の医行為と同レベルで違法性が阻却されるのか疑問が残る。

今後、文言が不明確とすれば、文言の内容をより具体的にし、要件が漠然としていれば、要件を定立する必要があると考える。

(5) 「一応」とは、「広辞苑」によると、

① ひととおりの。ひとわたり。大略。

② とりあえず。ひとまず。

と、されている。

生命又は身体に重大な危険をきたすおそれがある場合の整復行為が、「一応」とされているとするならば、準委任契約とされる委任者である患者と受任者である柔道整復師の双方にとっては、危険な行為であるといわざるを得ない。

4 柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしていることについての一考察

(1) 以上1～3の考察を踏まえ、資格・技能を異にしている柔道整復師の将来の方向性は、①資格については、民主政のプロセス（民主政のプロセスとは、国民が選挙を通じて、その意思を国会に反映させるということ）に基づいて、業界全体で取り組む行為であり、今回は紙面の制限により次の機会に論述することとする。

②技能の向上については、業界主導で推進することが外的合目的性が認められる。

5 技能の向上の一考察

(1) 平成22年12月15日厚生労働省医政局医事課から各都道府県柔道整復業等業務担当者宛に事務連絡として「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について」で、

施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用については、近時、柔道整復業を営む者等から照会がなされたことがあります。

これについては、「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（回答）」（平成15年9月9日付け医政医発第0909001号厚生労働省医政局医事課通知）にあるとおり、検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が超音波施術に関わる判断の参考とするによる超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、柔道整復師が施術所において実施したとしても関係法令に反するものではないものと解しているところです。

なお、診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるものです。

貴殿におかれましては、本事務連絡の内容について御了知の上、必要に応じ、関

係者等に周知方お願いします。

とされている。

- (2) 以上の通知、事務連絡を踏まえて、本会では学術講習会等で超音波画像診断装置の普及に努めている。

しかしながら、機材の価格等の要因により、普及率の上昇が認められていないのが現状である。柔道整復師の施術における検査は三診（視診・問診・触診）に限られ、いわゆる客観的検査方法は、関係医療機関の協力に基づいた方法に限定されている。

- (4) そこで、前述の通知を有効的に活用するために超音波画像診断装置の柔道整復業務でのメリット・デメリットについて検討した。

メリット	デメリット
1 非侵襲性 2 リアルタイムで確認可能 3 使用が簡便（フールプループ及びフェイルセーフの対処を含む。）	1 画像判断の難易度が高い

- (5) 以上、メリットについては我々の業務には最適である事項であるが、デメリットの画像判断の難易度が高いことは柔道整復師の技能に由るところであり、今後最も大きな課題ともいえる。

- (6) 前述のデメリットを改善するための方法として、基礎医学は勿論、運動器超音波解剖学の講習が必要と考える。

- (7) 既に、パソコン等を利用して医療機関の整形外科医師と施術所の柔道整復師が連携して画像をリアルタイムで送信し医師から施術の指示を受けている事例の報告もある。

最後に、国が認める検査・判断の機器の有効利用と、そのための定期的な講習会の開催を継続的に、本会事業と行っていくことを検討している。

医科が使用するMRIの超伝導磁石の冷却材として地球上で水素について軽いヘリウムが約20年後に枯渇すると予測されている。ヘリウム以外の冷却材の代替物は残念ながら現在、無いとされている。

超音波画像診断装置の画像も3D、4Dに向けて開発が進んでいるが、現状ではMRIと比肩するに及ばないが、柔道整復師の既得権として超音波画像診断装置の普及が必要とされていると考える。

なお、この論述は特定の超音波画像診断装置メーカーの販売促進につながるような論述ではないことを、明確に表記するとともに、あくまでも、柔道整復による施術は、医師とはその資格・技能を異にしていることを打破するための方策を検討した一考察であることを明記する。

以上

KGC 平成27年度秋季大会開催報告

KGC会長 川 口 禮 敬

平成27年10月3日(土)、4日(日)、標記大会を一泊二日の行程で福島県いわき市の小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブで開催いたしました。かねてより、東日本大震災後の復興支援一助として、「微力ながらも貢献したい。」という皆の意見で、漸く実現する事が出来た企画でありました。10月3日(土)は午後3時30分にJR品川駅に現地集合して、44分発の特急ひたち19号に乗車して、福島県いわき市の泉駅に到着するまでの2時間16分間は、品川駅で買い込んだ各種お酒とつまみの惣菜を肴にして車内で早くも賑やかな大宴会が開かれました。ホテルに到着後、一風呂浴びてから本番の宴会があり、カラオケの二次会有りと言った具合に進んで行き、皆、和気藹々と楽しい時間を共有いたしました。

中でも、この度の秋季大会より小田原支部の山崎慎也会員と湘南支部の山崎陽介会員の若手二名が新しく当KGC部会へ入会してくれましたので、古参会員達は皆、孫のような、倅のような、年の離れた弟のような二人の入会をととても喜んでおりました。とにかく若い二人は、よく食べ、よく飲み、とても礼儀正しい割にはドライバーは非常識なほどによく飛んで、同伴者を驚かせてばかりいました。今回のゴルフ場は、福島県いわき市小名浜の太平洋が一望出来る風光明媚な景勝地に作られており、ベテランも初心者も胸が躍る海越えのコースが2か所あって、とても楽しいコースとなっております。また、大会終了後は太平洋を眺望しながらゆっくりと露天風呂に入って一日の疲れを落とし、ホテル内での表彰式の後、午後4時29分発のひたち22号に乗車しました。帰りの車内ではさすがに皆疲れが出たみたいで、昨日のように元気に酒を飲む人も少なく、ひたすら沈黙してぐっすりとおりました。品川駅で現地解散となり、各々帰宅の途につきました。大会結果は次の通りとなりました。

優 勝 宮本 嘉保
 第2位 久保田 大晴
 第3位 藤原 恭一
 第4位 鈴木 國夫
 第5位 木目沢 朝子



KGC 平成27年度冬季大会開催報告

KGC会長 川 口 禮 敬

新しい年を迎えてまだ正月気分も冷め止まぬところ、巷では新成人を祝う式典が各地で催され、その華やかな会場では希望に満ち溢れた若者が喚起の声を挙げている中、平成28年1月11日(月)一週に標記大会を厚木国際カントリー倶楽部で開催いたしました。今年は晴天寒風の中に17名の猛者が参加いたしました。大会開始前のミーティングでは、「今年も一年間、皆健康で、よく仕事をして楽しいゴルフができるように頑張りましょう。」と挨拶の後、お互いに健闘を誓い合って午前8時54分東OUTコースからスタートいたしました。当ゴルフ場は東と西の全36ホールを有しておりますが、平成26年2月から東のINコースは全面改装工事中のため、今回の大会も昨年と同様に東OUT・西OUTを回りました。今年は暖冬のために富士山の雪が少なく、どこか物足りなさを感じてしまいましたが、同ゴルフ場の丘陵地から見下ろす厚木市郊外の街並みや大山丹沢国定公園の山並みは実に素晴らしく、日常のストレスもいつしか消え去って命の洗濯となりました。今回の大会にも例の若手の二人が参加してくれましたので、古参会員は年甲斐もなく彼らに負けじと奮闘いたしました。また、若手の二人も厚木国際の至る所に張り巡らされた落とし穴に捉って、ひいーひいーと悲鳴を上げて洗礼を受けておりました。大会結果は以下の通りとなりました。

優 勝	向 芝	義 明
第 2 位	木 村	栄 吉
第 3 位	宮 本	嘉 保
第 4 位	松 爲	信 夫
第 5 位	吉 田	二 千 年



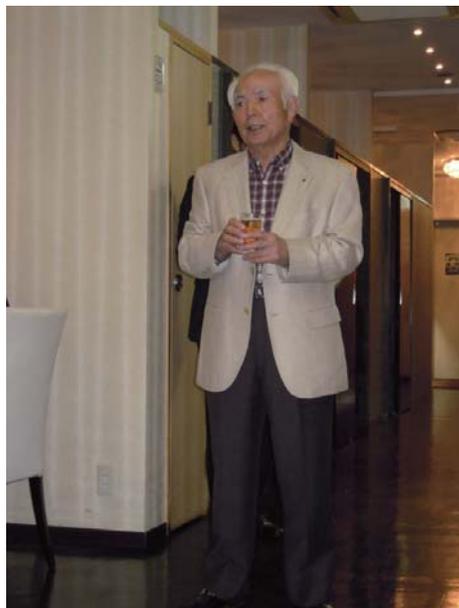
川崎北支部 支部会 & 忘年会

川崎北支部 穴戸真弓

平成27年11月28日(土)午後6時から溝の口「鳳凰閣Ⅱ」に於いて、支部会と忘年会が開催されました。菅井会員の司会で、原支部長の挨拶で始まりました。近年、川崎北支部は新入会員が非常に多く、又、その若い会員の方々が、非常に勉強熱心で支部で開催される勉強会や研修会の出席率も非常に高いという大変喜ばしい状況です。

今回の支部会も、近年では最高の40名以上の会員が参加し、会場は椅子を詰めて並べる程満席という状況でした。そんな若手会員の中、9月に開催された、県の学術大会に小杉奏会員が発表を行ない、その表彰も行なわれました。続いて新入会員のご挨拶で、横尾会員、古谷会員、平岡会員の3名が元気良くご挨拶をされて居りました。横尾会員を始め、柔道の強い新入会員が入られて来年以降の柔道大会も非常に明るい希望が持てそうで楽しみです。その後、各部報告が行なわれ、特に保険部報告では、若い会員向けに、レセプト作成についての説明や質問や意見が盛んに行なわれました。大貫会員の閉会の辞で、その後、集合写真の撮影し、引き続き吉澤会員の開会の辞で忘年会が開催されました。支部長挨拶の後、齋藤武久県副会長のご挨拶を頂戴し、川口相談役の音頭で乾杯となりました。余興は昨年につき、清水会員のMCで、最初に各参加者の携帯番号を伺い、その書いた紙を箱に入れて、鈴木会長や原支部長が選んで、携帯を鳴らして当選者の携帯が鳴るゲームでこれが結構どきどきでまた今回の当選者は、ベテラン組は川口会員から、新人会員2名も当たって多いに盛り上がりました。宴もたけなわでお名残惜しい空気ではありましたが、閉会となり、お約束の様に夜の街に、更に親睦を図りに、皆繰り出して行かれました。





川崎北支部 救命救急講習会

川崎北支部 宍戸 真弓

平成28年2月7日（日）川崎市中原消防署にて、普通救命救急講習会が開催されました。川崎市消防防災指導公社 事業課主任の阿部則治様が講師で、3時間に渡り、実技を交えて講習が行なわれました。最初にビデオで「救命の連鎖と市民の役割」救急救命の基礎について学び、後半は、実際に人形を使って、救命処置の流れを学びます。毎年の様に、講習会を受けていても、1年経つと忘れてしまったり、講師の先生の教えて下さる切り口によっても、毎回新鮮に学ぶ処があります。大きい声で、「AEDお願いします！」と叫ぶところで、「LEDお願いします！」と叫び、（電球頼んでどうすんだ（笑））間違える場面もありました。意外と、実際に慌てていると、頭で分かっている、上手に出来ない事もあります。その後、AEDの使い方を学びましたが、心臓マッサージの手を休まずに、速やかにAEDの後、また心臓マッサージを始めたり、別の人と交代するのが、意外とスムーズにいかず、もたつく場面もありました。救急救命士カードを頂き、鈴木会長の謝辞で、最後に全員で集合写真を撮って、解散となりました。その後、新丸子の「三ちゃん食堂」に、打ち上げに行く人がいましたが、宍戸は用があり、行けなかったのが、残念でした（T_T）





横浜南支部冬季講習会及び忘年会開催・・・ 横浜マラソンに参加して

横浜南支部 新堀 卓哉

平成27年12月5日〔土〕冬季講習会及び忘年会を開催し、支部顧問医の浜田洋志先生と亀田病院整形外科、亀田壮先生を来賓にお迎えしました。日頃、月一度の支部連絡会はあるものの、先生同士がふれあう機会は少なく、忘年会では、いろいろな情報交換をしたり、新入会員の方々も浜田先生と触れ合い、大変有意義に過ごす事が出来ました。また、南支部顧問をして頂いている先生方には日頃大変お世話になっています。支部長を始め、支部会員一同、本年の協力に感謝致しました。



そして昨年度、第一回目の参加をし、協力させて頂いた横浜マラソンでしたが、本年度も支部として、第2回目の参加を致しました。

当ブースには、盛況にも274名のランナーの方々がお越しいただき、中には昨年にも来られた方がおり、「大変よかったですので、今年も来ました。」と感想を述べられました。また来年に向け、さらなる協力をしていきたいと思いました。

今後とも会員諸氏の皆様のご参加をお待ちしております。



秦野市総合防災訓練に平塚支部も協力

平塚支部 大久保 吉 純

平成27年9月6日、秦野市西中学校にて秦野市総合防災訓練が行われました。1,500人以上の市民が集まり自衛隊まで来るような力の入った訓練であり、その一環として救護活動訓練が行われ、我々柔道整復師会にも講演の時間をいただきました。



今回は神奈川県柔道整復師会平塚支部より6名の会員が参加しました。



まず代表の挨拶の後に、柔道整復師の業務の紹介をし、参加者に患者役をお願いして前腕固定の実演を行いました。手早く固定を行う姿を見てもらうことで、災害時における柔道整復師の役割を示すと同時に、接骨院・整骨院の業務が関節や筋の痛みの

みでなく、骨折・脱臼・ねんざにも及ぶことをアピールすることもできたかと思われ
ます。

実演にあたっては例年通り患部の固定法の実演としてクラメール福祉を用いた腕部
の固定を紹介するだけでなく、非常時において医療機関にかかるまでの応急的な処置
としてありあわせのもので患部を保護する方法を紹介いたしました。

今回は一例としてスーパーのビニール袋を三角巾代わりとし、タオル、雑誌、ダン
ボールなどを副子として用いての固定法を紹介いたしました。



やはり、参加者の感心は馴染みのない医療用の副子の扱いよりも非常時に自分たち
で扱うことが出来るありあわせのものでの固定に集中したようで、質疑応答には限ら
れた時間しか割くことができませんでしたが熱心に質問される方が見られ、中には職
場でこのような公演を頼めないか聞いてくる方もおりました（残念ながら遠方のため
私達では応えられませんでした）。

市の職員の方々と交流を持つ良い機会となりましたし、今後もこのような地域行事
へ会として積極的に参加し、地域住民の望む情報を発信することで柔道整復師の存在
感を増していくことが肝要かと思われま

接骨院、整骨院集客、繁盛治療院に学ぶ。(本の紹介)

大和支部 豊田裕輔

近年、整骨院、接骨院は増加の一途をたどっている。今やコンビニの数を超え、柔道整復師は年間6000名輩出され、今後ますます競争の厳しい業種となる。生き残りをかけ、集客のノウハウを学ぶ必要がある、そこで一冊の本を紹介する。

整骨院経営バイブル 著者 中川 忠典氏 発行所 現代書林

著者略歴：2001年接骨院を開院、10年で新患者数10,000人超の実績を持つ。

第一章

開業はしたものの患者さんがこない。

患者数が1日5人の整骨院を30人にすることはさほど難しくはない。それには治療家としての3つの条件を確認することが重要である。まず、患者さんを満足させる技術がある、学術的な理論・知識を持っている、そして人間力・総合力がある。

正確な判断、医学的根拠、コミュニケーション能力が重要で、大切なのは、プロ意識を持ってそれぞれに取り組んでいるか。

当たり前業務を真剣に行ない、言葉使いや立ち振る舞い。院内清掃、清潔は当たり前以前のこと、患者さんの立場でしつらえる。受付時間、治療計画など患者さんとの約束をしっかり守る。基本的マーケティングを考え、チラシ、ホームページなど広告宣伝に取り組むとともに競合優位性（以下USP）を意識的につくっていく。

患者さんとの関係を深めるツールとしては、来院した患者さんに整骨院の良さを知ってもらうため、カードやリーフレット、パンフレットなど工夫して上手にアピールする。

第二章

一日中働きつめで、ただ疲れるばかり。患者数1日30人から60人へ

スタッフ補充：1人では1日30人が限界である。求人は、自分が卒業した学校にするのが最も安心で確実。ホームページも整備しておく。面接では正直に仕事内容を伝え、採用では人間性を重視する方がよい。

スタッフ教育：例）困った患者さんへの対応、スタッフには初診ではどの患者さんも大切にするように伝え、2回目以降も困った患者さんなら他を紹介する。大事な患者さんと困った患者さんを明確にする。困った患者さんには、しっかり対応し、説明、それでも理解してもらえないなら、対応できないことをスタッフ全員で共有する。

積極的マーケティングを仕掛け、信者（熱心な患者さん）さんの底辺を広げていく。地域を大切に相互相客を目指す。USPをいつも意識して行動し、よりスペシャルなUSPをつくっていく。そして地域での活動に積極的に参加して顔を売るなど、他の商店との「相互相客」を目指す。またよりスペシャルなUSPづくりに励む。

人のマネジメントに注力し、先回りした管理と教育を考える。この段階では直感的

マネジメントでよいが、最低限の規定は文書化しておく必要はある。新人スタッフはかまってるやることが教育であり、失敗を次に活かす仕組みをつくっておく。スタッフに目を配り、問題があれば、その都度、臨機応変に対応する。こうした直感的マネジメントをするという意識が大切。

4 カルテづくり

患者さんの情報を院全体で共有することが重要で、カルテに書くべき4つの項目として1、C：コンディション2、S：(ペイン) スコア3、P：プラン4、N：ネクスト

施術計画は表にしてカルテに書き込み、患者さんの情報を院全体で共有するために、カルテをつくる。カルテには、そのときの状態、客観的な痛みの度合い、施術計画、次の予定を書き込む。

第三章

来院数は多いのに、収入に結びつかない

患者数1日60人の整骨院の実情、柔道整復師としての誇りを持ち、大きな夢を描いて頑張っているもののとりあえずの毎日の状況を脱して飛躍するためには。

1 将来の設計図をつくり直す

従来設計図を次のステップのために更新することにより、最初は来患者数30人の目標が60人90人となっていく。新たな中長期計画を立て直し、なべぶた型(個人事業主)経営からピラミッド型(法人化)経営に移行する。治療院の大きさ、内装なども見直し、ソフト面でも統一したマニュアルを整備していく。

2 マーケティング・スキームをつくる

ターゲットになる患者さんの居場所を探り、どこにたくさんのターゲットの患者さんがいるのかを絞ってアクションを起こしていく。次に患者さん獲得への具体的な戦略を構築する、コストはどのくらい掛かるか、どのような広告宣伝を行えばよいかなど。そして業者から業態への転換を図る、業者の発想では、肉屋は肉だけを売る。しかしスーパーでは牛肉の特売コーナーに、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ、カレーのルーまで売っている。単に肉だけを売るという発想ではなくそれを購入して使う消費者の立場に立って提案するのが業態で、これと同じように、産後骨盤矯正ではただ「腰痛を治します」というのではなく、「お産の後の女性は腰痛だけではなく、足のむくみ、膝の痛みが併発したりしますよね、そのように関連する症状をまとめて全体で対応します」という提案をする。さらに産後骨盤矯正の患者さんたちが来院する時間帯をきめると来院しやすくなる。

3 自費診療の導入

一人あたりの単価を上げる自費診療では患者さんの持つ不安要素は取り除く必要がある。内容は「快樂の追求」と「痛みからの解放」のどちらの方向を目指すかで考えると良い。自分の売りを十分に考えてメニューを作っていく。自費メニューは豊富に用意しておき、定番メニューから派生したニーズを新メニューに活かしていく。

4 分院をつくる

分院展開とは、経営が「個人」から「組織」へシフトすることで、総院長の仕事は、マーケティングからマネジメントになる。つまり職人としての院長ではなく、社長に

なるということ。総院長は経営理念、ビジョンを立て、戦略プランをつくり、そのミッションを任せることになる。そのために、組織を整備し、評価・報酬の仕組みを構築する必要がある。

上記の通り、繁盛整骨院、接骨院にするためのノウハウがこの本には記載されている。その他、患者数百人超の繁盛院の先生達へのインタビューも掲載されており、興味のある先生は是非一読していただきたい。

今や整形外科は街の至る所にあり昔ながらの『ほねつぎ』では生存は不可能である、自費メニューの導入やリラクゼーション要素も取り入れないと生き残っていけない時代である。

さらに成功していくためには分院展開も視野に入れる事が重要であると感じた。

アキレス腱断裂

大和支部 川合 茂

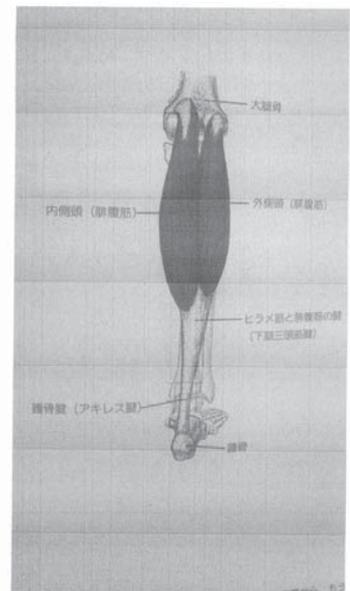
会員の皆様で経験のある方がいるかもしれません。今回、私自身が経験したアキレス腱断裂をご紹介します。平成27年3月2日、柔道の練習中に相手のかけた大内刈りを空かして、左足つま先立ちになった瞬間、表現としては生ゴムを伸ばしてはさみを入れたような感があり、そのあとふくらはぎをけられた感じで振り向いても誰もいない（アキレス腱を切った人がみな口にする常套句）！下腿部からかかどが離れてしまった感じがかかどが床につかないフガフガの状態、痛みはほとんどなく患側のかかどは全くふぬけ、すぐに触診するもやはり腱が断裂していることがわかった（部分断裂か完全断裂かは診断できず）。救急車を呼ぶような緊急を要するものではないのでその晩はとりあえず、道場の先生に家まで送ってもらい翌日地元の市立病院へ、病院の入り口では係員が車いすを提供してくれた、車いすのありがたさがしみじみ心にしみたときであった。

アポ無しだったので満員の待合室で昼ころまで待たされ、レントゲン診断の結果はアキレス腱の一部断裂であった。手術かあるいは保存療法かのどちらかを選択してくださいとのことで保存療法も考えたもののやはり手術を選択（後で柔整の先生には保存療法でやればよかったのにとという人もいた）。

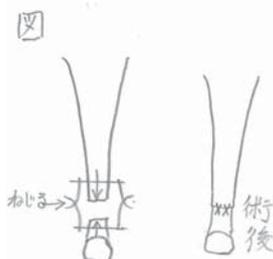
3日後に手術が決まり（手術までの3日間自宅での生活は超しんどかった）5日に入院し手術のための一通りの検査、手術は6日の3時から始まり手術台へ、一通りの麻酔についての説明があり、初めに脊髄への麻酔注入（脊髄への注射針の挿入時は悪寒が背筋を走った）。断端上下のアキレス腱に穴を開け針金状の棒？を通し両端をねじあげて断面を合わせそれを縫合するというもの（右図）、1時間うつ伏せでドクターのなすがまま我慢我慢、丁度1時間後に手術は無事に終了した。尿道カテーテル、点滴をされ4階南病棟702号室に運ばれ入院生活が始まった。

入院中に見舞いに来てくれた、支部の先生に手術中のビデオ画像があったら見せてほしいといわれ、看護師さんに聞いていたらビデオはとっていないとのこと（手術中のビデオがあったら貴重な経験になったものを）・・・ 残念でした。

経過良好で、日常生活に支障なきまでに快復するもの今日だ（平成28年1月）患側でのつま先立ちだけが困難。手術料金、入院費、通院費など費用はだいぶかかりましたが保険をかけていたおかげで大変に助かりました。（保険は掛けておくもんですね）。最後に入院中に見舞いに来ていただいた刎頸の友に感謝いたします。



①下腿筋の後面の注釈には、下腿三頭筋(腓骨筋、ヒラメ筋)があります。
 腓骨筋は、内側頭が大足骨の内側から外側下方へ、外側頭が大足骨の外側から内側下方へ斜めに下り、ヒラメ筋と一緒にアキレス腱となり踵骨隆起についています。



【あがた森魚「赤色エレジー」と👉Akiko Yano「丘を越えて」👉を原風景で論じれば👉「平和の風が吹く」はず👉なんて「風が吹けば桶屋が儲かる」論の👉アルゴリズムについて、会館までの道すがら、👉ボブ・ディランの「風に吹かれて」を根源として考えてみた。】

川崎南支部 齋藤武久

「暖かい風」が吹いてきた。「今日日」の聴容できない状況に、思いの限り握りしめた拳を振り上げるには、今だ、と考えることとは裏腹に、額づくような気配の中に佇む自分がいる。

新横浜歩道橋まであと一息。県柔整会館まではもう一息もう一息。何時もの何気ない原風景の中に、ホテルの前で、急ぎ足で歩く男性を微笑みながらさり気無く、追いかける女性。女性が手を差し伸べて男性の左手に触れようとした、と、その時、それを振り払うように更に歩みを速めた男。それでも、女は微笑みながら歩みを速めてついていく。なかなかの美形である。年の頃は30代半ば、か。

私が歩道橋に差し掛かると、ホテル前の横断歩道で女が男に追いついて、黙って微笑みかけている。信号が青に変わって、二人がまた歩みを始めた。いつの間にか、歩みを揃えながら。女が相変わらず無言の男に微笑みかけている。と、その時、男が女の手を一気の思いで握り締めて歩き始めた。

何時もいつも、あなたの掌の上で行ったり来たり。そんな経験は、男には、誰にでも有るはず。

そんな光景を後にして会館まであと一息。季節は清々しさの時を過ぎて、既に梅雨が来る気配に佇めば恋の囁りが彼方此方で。

アリーナの前で、二人で睦まじく歩いてきた途と、戻ることの出来ないあの時を忘れるために、思いの限りに振り払おうと、佇み額ずき、ひとり、只只、涙汲む君にも聞こえていますか。失うものばかりの人生だと下を向く君に、ヒヨドリの声は届いていますか。

色々な思い人の群れに、のみ込まれまいと、只只、逆らってみても、素知らぬ顔の人の群れにのみ込まれ、あの人に贖う君の思いは、決して届くことはない。

「そうさ」、叶わぬ思いは、鶴見川の流れに捨ててしまえと、「暖かい風」が、君をまさに愛撫するがごとく包こみ、ヒヨドリが、あの人を奏でる様に、一段と一段と優しく優しく、君にそっと囁く。

暖かい風のせいか、会館への道を幾度となく父と二人で歩いた記憶が蘇る。平和の大切さを、何時も説いていた父と二人で、自宅の濡れ縁に座って微笑みながらスイカを頬張るセピア色に染まった一枚の写真。早いものである。父との別れから30年。スイカを頬張る写真が謳う風景から約55年。あの時の何気ない幸福感と平和の佇まいの、原風景と同じ風が吹くことは、二度とあり得ないが、私の回りにはいろいろな色に染まる風が吹き抜けていく。そっと、はにかむような風が吹けば、目の前にはあ

の夏の日思い出が、フーッと映ろいでは消えていく。

大きな雲が、ここぞとばかりに敷き詰める空に、心地よい風がそっとそっと吹きだした。贖いの想いで黄昏時の空を見上げることを忘れた、君の新しい恋への旅立ちのために。

今宵は、「あなたの口から さよならは 言えないことと想ってた」と優しくほざく、あがた森魚の赤色エレジーに一寸別れを告げて、「そうさ」、お気に入りの「真澄の空は 朗らかに晴れて 楽しいところ」と心地よい、A k i k o Y a n oの「丘を越えて」を、吹きながら、黒豆の醤油煮を肴に土佐鶴の爛を飲みに飲んで、夜明けを待つとしよう。

暖かい風と、男と女の心和む温かい原風景に、心から感謝し、平和を呑み込む戦いの風が、我が祖国に二度と吹かぬことを、心の底から願いながら。

以上

車座の綻びと歓喜と管窺の狭間で愛でる十三夜

川崎南支部 齋藤武久

「片腹痛い」と「傍ら痛い」はどちらが？どうした。それでは、「傍ら寂し」を「片腹寂し」と表記しても別語と理解するのか。この議論は、陳腐、乾燥無味なご意見も出尽くして固定化され、面白くもないことではあるが、しかし、世の中、何事も捉え方に因っては、只只、面白い。「陳腐」「乾燥無味」と羅列すれば、同義語反復との批判も有るだろうが、それほど、庸俗な話である。

と、思いつつ楽しい我が家へ、歩を進める。

時は恰も、花を愛でる、車座が幾重にも連なる、十三夜。

遼古の時代を思い巡らせるような、酔狂の宴の車座と離れて「クリボッチ」ならぬ「ハナミボッチ」らしき、切れ長の目の、40ソコソコのイケ女。

イケてる、花と宙に相応しいのは、「私」・・・とでも言いたげな、口許。

と、その時、酔狂の車座から「ワーッ」上がる感声。浮き出るような、優しさの風が、十三夜の「月」の周りの雲をちょっと御暇させた。そんな、宙に向かっての歓喜の感声。

零れんばかりの宙に、墜ちてはたまるかと、とどまっている「月」と、宙の果てまで飛揚するぞとの思いとは裏腹に、グラウンド・エフェクトの一抹の望みも叶わぬ桜花。

とでも、言いたげな風情の移ろいが、「ハナミボッチ」の表情を、おかしやかに変えていく。そして、移ろう風景に立ち向かえば、それは、鶴翼の羽ばたきのように、まるで大いなる宙に、人を誘うような優しい目付きで、男たちを惑わす纏はる世界にのみ込んでいく。

車座から上がる感声が、愛でる「月」を、「歓喜」で捉えるか、「管窺」で捉えるかは、人として彝訓を外れなければ自由だが、決して「管窺」に陥っては為らない。と、自由気儘に、楽しい我が家に更に歩を進める。

何事も、真偽を宙から万華鏡で覗いてみれば、一つの真実と虚談の塊。か。

ということで、本日は男一人で「ハナミボッチ」。十三湖の蜩と酒沼の蜩を酒の肴に、「松の司」を冷酒で、十三夜の「月」に手向ければ、心底、極楽、またまた極楽。

願わくは、40ソコソコの切れ長の目の「ハナミボッチ」が、お隣で少し温めのお燗で「もう一杯如何なんて」、呟けば、格別に心地よし。

宙も、春の風に「緑のインクで手紙を書けば、それは・・・」季節は夏を迎える準備に。さてさて、冷えた生ビールを上手に美味しく飲み干すために、立派な夏空が人の「歓喜」と「管窺」の狭間で思わぬ方向に進まぬように、思いを馳せて診ましようか。

あ れ か ら 5 年

横浜中支部 辻 恭 雄

お昼休み明け、午後2時46分NHK FM放送から突然、聞いた事のないチャイムが鳴り響き、東北で大きな地震とアナウンスが入った。はじめは岩手、宮城の地震でこんなに大騒ぎするのかと様子を見ていた数秒後、施術所内が大きな力でゆっくりと大きく揺さぶられた事を思い出す。そのときには東北地方で未曾有の大災害が起きているとは考えられなかった。しかし、テレビ、ラジオからは津波の襲来、大規模火災の発生など次々に想定外の状況が続き、最後には福島原発が爆発、日本は終わったと感じた。

当時、神奈川県柔道整復師会では災害対策委員会があり、救援救護隊という会員により構成される部隊も新設されており、今回は災害派遣に出るのかと、被災された方の役に少しでも立ちたいと思いながらも1カ月経過した時、災害派遣希望者募集となったため、参加する事にした（岩手への派遣は早かったと思うが、長期に休みをとる事に断念）。宮城県亘理町の役場からの要請で、避難所に骨折・脱臼等外傷の後療を行うとの内容であったと記憶している。あれだけの被災者がいて、地震発災時に怪我をした、搜索活動や片付け中に怪我をしたなどの負傷者がいるのならと、準備を進め、自分たちが滞在中に使用する資機材、用品を買い求め亘理町へと整復師会会館より出発した。

夜中に出発し、朝方目的地に到着しすぐに施術へと向かう。避難所の管理者に挨拶を行い、負傷者を探してみると特におらず、施術を希望される方はどのアナウンスにより数名の方がやってきた。どの方もほとんど怪我をしておらず、長期間体育館での生活のため身体の一部が痛い、疲れたとの主訴が多く聞いていた環境と全く違う事に驚いた。考えてみれば発災後1カ月が経過し津波被害にあわれたと言っても、避難先は被災住民以外が普通に生活している地区である。ほぼ、疲労回復のための施術となり、頭の中で「聞いていた事と違うぞ」という気持ちとなった。それはそれで一つの対応であるが、ボランティアとして現地入りしている「あはき師」「整体師」などと全く変わらない活動であったと思う。被災された方のケア自体は必要であるが、今回の派遣は妥当だったのだろうかと思わざるを得ない状況であった。近隣には普通に営業している接骨院や診察中の整形外科などもあり、災害派遣がその地域での施術所開設者の生活を脅かしに行っているような気もした。支援に行く時は支援される側の気持ちに立って、行動しなければならないと考える。

そこで、災害派遣については「柔道整復師法に基づく施術」「医師との連携を保ち行動」「避難所近隣に於いての施術所・病医院への患者転送、送迎」「現地施術所での必要衛生資材の搬送」「近隣での生活環境の確立により撤収」などの事を考え、「柔道整復師としてできる事は」をもう一度考えたほうがよかったと思う経験であった。

5年も経過し、復興への道のりはまだ遠いかもしれませんが早期復興を祈念いたします。

～短編小説～

鳥 の 歌

平塚支部 岩 崎 信 哉

幼い頃から、繰り返し見る夢がある。

もちろん悪夢だ。

巨大な鳥が私の行先を邪魔していて、最後には私をくわえて、遠くへ連れ去るのだ。

夢は必ずここで目覚めるのだから不思議だ。

助かるとか、喰われるとか、結末を見たことはない。

ただ、連れ去られる時の浮遊感が妙にリアルで、とても夢とは思えないのだ。

幼い頃は現実との区別がつかなくて、鳥のそばには寄れなかった・・・

一度、父親に打ち明けた事がある。

『お前はきっと生物科学に興味があるんだよ。理科を勉強したら、面白いと思うよ』

と言われた。

根本的な解決にはならなかったけど、理科系が好きになったのは確かだ。

夢は、中年と言われるようになった今でも見る。

明け方、汗ビッシヨリで目覚める私を、妻はいつも心配そうに背中をさすってくれた。

『夢判断・・・とかしてもらった方がいいんじゃない？』

ここ数か月、夢が頻繁になっている私を心配して妻が言う。

『いや、大丈夫だ・・・』

妻の心配も無理はない。

実際、私の悪夢は幼少の頃とは比較にならないほどリアルになっていて、鳥の巨大さ、不気味さも瞼に焼き付く程にリアルだ。

『じゃあ、行ってくるよ。』

寝不足起因の頭痛で重い体を引きずるように、私は自宅を出る。

寝不足からの頭痛くらいで休むわけにはいかない。

仕事は緊急事態なのだ。

私は厳重な警備の『会社』のゲートにつく。

IDカードを見せて、馴染みの警備員に、しっかりと顔を確認してもらって、敷地内に入る。

敷地の奥にある巨大な建物が私の職場だ。

重い鉄の扉を開けて館内に入った。

『所長、おはようございます。』

直属の部下が近づいてくる。

『どうだい？奴の様子は？』

『今日も1センチ大きくなっています。』

『そうか・・・』

『所長、いつまで内密にできますかね・・・』

『・・・そうだな・・・』

私は研究所の吹き抜けに設置された、巨大な籠を見上げる。

『一日1センチのペースじゃあ、一年もすれば建物を突き破りますよね・・・』

『そうだな・・・』

籠の中には、すでに5メートルを超える巨大な鳥が、目を閉じて鎮座している。

雀のような違うような、茶色い鳥だ。

これだけ巨大になると、鳥には思えない。

怪物だ。

私の勤める会社、いや実際には半分は公的機関でもある、原子力の実験施設なのだが、数ヵ月前に異変が起きたのだ。

施設内に迷い込んだ鳥が、実験機会から僅かに漏れていた放射能を浴び続け、巨大化した。

妙な声が聞こえて発見された時には、すでに2メートルを越えていただろうか・・・慌てて、籠を作って閉じ込めたが、毎日1センチずつ巨大化するのだから、たまらない。

継ぎ足し継ぎ足しで、籠は吹き抜けの天井に届きそうな大きさだ。

『どうしますか、もう公表するしかないんじゃないですか？』

部下が、鳥を見上げて言う。

『上層部は“隠せ”と言っている。私の権限では公表はできないよ。』

『しかし、時間の問題だと思います。』

確かに部下の言う通りだ。

しかし、震災以降、原子力に対する世間の目は厳しい。

こんな怪物を公表できない上層部の苦悩も理解できる。

原子力研究を根底から覆す大事件なのだ。

鳥が目覚ます。

小さければカワイイはずの鳴き声も、野太くまるで『ホラ貝の笛』の如く不気味な響きだ。

その声を聞きながら、私は全く別の事を考えていた。

幼少の頃から、見続けている悪夢は、この声なのではないか・・・
くわえて空を飛んでいる時に、聞こえていた鳴き声と、今の声はそっくりな気がする。
そう思うと、あの夢は『正夢』なのではないかと、日々疑念は確信へと変わっていく
のだ。

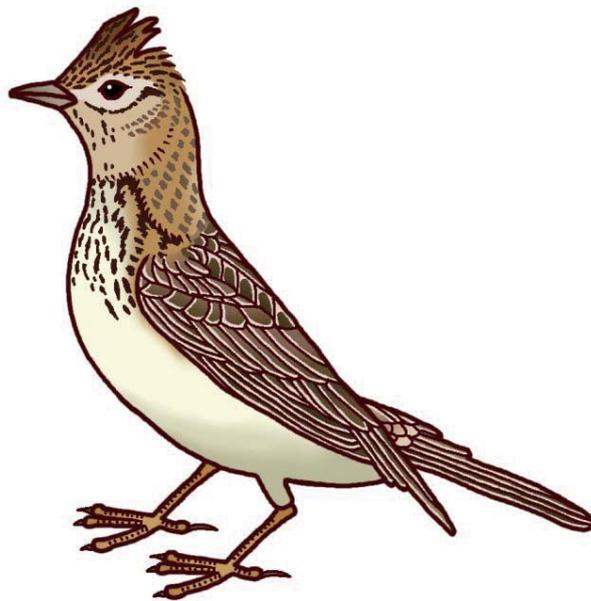
『くわえられるのは私なのか・・・』

『え？』

思わず声に出ていたようだ。

『いや、独り言だよ。』

私は、まだ大人しく、まるで歌うように鳴いている鳥を見上げ、人間が生態系に対し
て、取り返しのつかない功罪を犯している事を、心底実感するのだった。



名 所 案 内

大和支部 田 代 優 樹

1. 水と緑と風の広場

座間市と厚木市との間を流れる相模川。それを跨ぐように作られている「座架依（ざかえ）橋」。その橋の下に広がる河川敷が「水と緑と風の公園」です。

広大な河川敷で、車で降りることができ、グラウンドやトイレもあるため、野球やバーベキュー、ペットとの散歩や川遊びなどができます。キャッチボールや玉遊びをしてはいけない公園が多い中で、珍しいことにここは他の迷惑にならなければ自由に遊べます。春にはここから少し上流に行くと、日本一となる1400mにもわたる芝ざくらを見ることができます。

毎年5月には座間市の伝統行事である「座間の大凧まつり」が行われ、風に乗って高く上がる大凧は畳100帖分の大きさになるそうです。

夏は座間市の「市の花」であるひまわりを一面に眺めることができます。その数は55万本にもものぼるそうです。自然豊かな座間市に良ければ遊びに来てくださいね。



2. 寒川神社

神奈川県中央南部の高座郡寒川町に鎮座する「寒川神社」。1500年以上も前から寒川比古命（サムカワヒコノミコト）と寒川比女命（サムカワヒメノミコト）の二柱を祀り寒川大明神と奉称している歴史豊かな大社です。

鎌倉にある「鶴岡八幡宮」とならび相模の国の一宮であるのはご存知の方も多いと思いますが、それ以外にも関八州の守り神として、また江戸の正裏鬼門の護り社として、また全国唯一の方位除、八方除（地相・家相・方位・日柄・厄年などに由来する、すべての禍事・災難を取り除き、家業繁栄・福德円満な日々をもたらす）の守護神として信仰されております。

境内は相模の国時代の自然を残していて、四季折々の景色も豊かで心を和ましてくれます。古代には相模湾が神社付近まで入り込んでいたともいわれております。

そのほか八方除についてや相模の歴史などを学べる資料館や、庭園を眺めながらお茶を一服いただける茶屋などもあります。隣接施設の参集殿では結婚式も行うことができ、和装や白無垢、文金田島田に憧れる方が多くいらっしゃるそうです。初詣の時期には神門に大きなねぶたが飾られます。以前は干支にちなんだねぶたでしたが最近では古代よりの神様のねぶたが飾られるようになりました。今年は海幸彦、山幸彦の躍動感のあるねぶたが飾られておりました。

毎月のようにお祭りをしており一年中賑わい続ける寒川神社、お時間があるときは是非お立ち寄りください。霊験あらたかで厳かな空気に包まれて心が洗われるような思いができますよ。



「望む段階と求められる段階と 必要とされる段階の差異を踏まえて」

協同組合 齋藤 武久

昨年、他団体である神奈川県柔道整復師協同組合から本会理事会に役員就任要請があり、私が副理事長に、小箆総務統括部長が監事として、協同組合の役員に就任致しました。

まず、驚かされたことは、理事会での賛助会員加入希望企業のプレゼンを受けて、加入の可否を決する場に立たされたことです。

賛助会員加入希望者は、規模は違えども民間企業であり、企業業績の拡大、拡充、いわゆる利益追求のため必死な形相でプレゼンを行うわけです。

当然、当日体調が悪そうな、また、明日にでも退社しそうな社員のプレゼンはあり得ないわけで、加入の可否を決定する役員側も緊張する一場面が作りだされます。

プレゼン終了後、役員からの質問も、各役員がそれぞれの専門知識をもって厳しい質疑が行われることも度々、見受けられます。

我々、柔整師は日頃、接骨院・整骨院の経営者としての側面も有して、患者さんに接する立場でありながら、一企業の代表として患者さんにプレゼンする経験はないに等しいのではないかと思います。

しかし、昨今の接骨院・整骨院乱立に対応した生き残り策を構築しなければ、当然、一経営者としては失格者になることは必然であると考えます。

そして、専門技術者としての技術の研鑽に努めることは、社会が必要とする側面であることは当然のことではありますが、患者さんの継続的来院が無ければ接骨院・整骨院は経営破綻の道を辿る運命にあることは、会員各位も十分に承知していることと理解しています。

そのための経営改善の一助として、協同組合役員会プレゼンを協同組合加入者及び協同組合加入希望者にオープン参加を求めるシステムの構築が要請されていると考えます。

参加者を受け入れるための、規程等の改定を行わなければいけないことは、承知していますが、組合事業推進のために、望まれる事業であることは確かなことと存じます。

協同組合の役員には、原 川崎北支部長・矢沢 横浜西支部長・小林 横浜南支部長が就任しており、業務執行の重要な部分を占めています。接骨院・整骨院院長のみならず、公社支部長の要職以外に協同組合の理事も務めていることには、只ただ、頭の下がる思いがします。しかし反面、将来の公社を支える大事な礎となる素養をお持ちの先生方で心強く感じるところでも有ります。

協同組合の役員に就任して、まだ一年もたちませんが、先輩役員の指導を受けながら地道に与えられた職務をこなしています。

将来、公社とともに、協同組合が患者さん、組合員にとって、その存在自体が、望まれる段階から求められる段階に、最終的には必要とされる段階に至るまでのステップアップを目指すことが、公社理事会から派遣された役員としての責務であると考えています。

そして、必要とされる段階に到達することが、公社自体の公益事業に付与する大きな可能性は否定できないと考えます。

以上

編集後記

平成23年3月11日午後2時46分に宮城県を震源地とする最大震度7の大地震が東日本を襲いました。この地震により発生した津波の波高10メートル以上となり、平成28年2月10日時点で死者・行方不明者は18,456人であり、今もなお約182,000人の方々が避難生活を送っています。この震災により犠牲となられた全ての方々に対して、御冥福をお祈り申し上げます。

あの未曾有の大震災から今年で5年を迎えます。今も避難生活を送る被災者の方々がいる中で変わらぬ生活を送れている事を改めて見つめ直さなくてはなりません。

発災当時は、本会から救援隊を結成して被災地への救援物資や人材派遣等のボランティア活動を行い、日本の国中が「絆」をスローガンに個人が皆の為に行動する「ONE for ALL」の精神で被災地の復興に全力を注ぎました。

しかし、昨今では、己の私利私欲を満たす為の犯罪報道が多く見受けられます。我々柔道整復業界にも、一部の柔道整復師が健康保険療養費詐欺や自賠責保険詐欺により逮捕される事件が報道されました。柔道整復業界として、柔道整復師の信頼と名誉を深く傷つけた事は極めて遺憾であります。今一度、日本国民として、そして、柔道整復師として「ONE for ALL ALL for ONE」の精神を超えて、全ての国民の有益に繋がるよう、皆が皆を支え合う社会を目指す「ALL for ALL」の精神で、公益社会法人である神奈川県柔道整復師会は歩んでいく所存であります。

表紙説明

「春木径（はるきみち）・幸せ道桜まつり」南足柄市にて

富士フィルム足柄サイト脇の狩川土手沿いの両岸に171本の春めき桜が3月中旬頃から見頃になります。遊歩道を散策しながら桜まつりを楽しむことができます。

「春木径・幸せ道桜まつり」開催情報

開催期間：平成28年3月19日（土）から3月21日（月）午前9時から午後4時（雨天中止）には模擬店が出店します。

場所：狩川大泉河原橋より神崎橋の両岸と富士フィルム辻下グラウンド。

駐車場：辻下グラウンドに100台程度の駐車場を用意しています。

交通：大雄山線「富士フィルム前駅」下車徒歩5分。

自動車：東名大井松田インターチェンジから県道78号線經由飯沢交差点左折約5分。



平成28年3月31日発行

発行人 公益社団法人神奈川県柔道整復師会
会 長 和 田 秀 樹
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-23-11
T E L 045-473-0735 (代)
F A X 045-474-0628 (専)
<http://www.sekkotu-kanagawa.com>

編集人 広報担当副会長 牧 野 吉 一

印刷所 有 限 会 社 吉 岡 印 刷
〒232-0061 横浜市南区大岡3-4-8
T E L 045-741-3452
F A X 045-712-6823